日本公認会計士協会 御中

全国銀行協会

「四半期レビューに関する実務指針」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒 ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

記

## 1 .「 四半期レビューの目的」

第3パラグラフにおいて、「四半期レビューにおいては、通常、内部統制の運用評価手続や実査、立会、確認、証憑突合、質問に対する回答についての証拠の入手及びその他の実証手続に基づく証拠の入手は要求されていない。」との記載があるが、四半期レビューのために個々の統制活動の運用状況評価及び会社として財務報告に係る内部統制の全体評価やレビューにおいて検出された内部統制の不備の評価を実施する必要はないことを確認させていただきたい。

## (理由)

年次の有価証券報告書作成時の財務報告に係る内部統制については、個々の統制活動の運用状況評価及び会社としての財務報告に係る内部統制の全体評価やレビューにおいて検出された内部統制の不備の評価を実施することは想定しているが、四半期決算ごとに当該評価を実施することは想定していない。

## 2.「3.内部統制を含む、企業及び企業環境の理解 (1)」

企業及び企業環境の理解に係る手続きとして、「内部監査の結果及びそれに対する経営者の対応について、内部監査の担当者に質問する」との記載があるが、当該箇所は「直前年度または四半期以前の内部監査の結果及びそれに対する経営者の対応について、内部監査の担当者に質問する」と修正していただきたい。

## (理由)

レビュー対象四半期の決算プロセスにかかる内部監査結果及びこれに対応する被監査部門での対応方針策定状況に関する質問・回答については、時間的に対応困難と考えられるので、直前年度または四半期以前の内部監査結果及び対応方針作成にかかる質問・回答であることを明確にする必要がある。